

新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0930第3号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目が一部変更されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

■検査方法が追加された検査項目

「保医発0930 第3号」 適用日 令和2年10月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
カルプロテクチン (糞便)	276点	尿・糞便等 検査 34点	「D003」 糞便検査の「9」	ア. 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、FEIA法又はLA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ. 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA法、FEIA法、 <u>金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法</u> により測定した場合は、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

※ 現時点では、FEIA法にて検査を受託しております。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。